

2018年2月23日

京都市保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル4階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

平成 30 年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に関する意見

平成 30 年度京都市食品衛生監視指導計画（案）（以下、「計画」（案）という）に対して、以下の意見、要望を述べます。

（1）食品安全行政の一層の充実・強化を望みます

15 年ぶりに食品衛生法の改正が検討されています。厚生労働省が公表した「食品衛生規制の見直しに関する骨子案（食品衛生法等の改正骨子案）」は、食品衛生法の目的に沿っており、食品安全をめぐる状況の変化に応じた食品衛生規制を行うことは重要であり、大いに期待するところです。

京都市民の健康を守るための食品安全行政は、ますます重要になっています。食品衛生法改正の動向も見据えた食品安全行政の施策、体制等の一層の充実強化を要望します。

（2）HACCPシステムによる衛生管理の普及推進について

厚生労働省がこの度公表した「食品衛生規制の見直しに関する骨子案（食品衛生法等の改正骨子案）」では、HACCPによる衛生管理のシステム化が法的に位置づけられました。

京都市では、平成 18 年（2006 年）度に「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」を創設し、HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理に取り組む食品等事業者を育ててこられました。HACCPシステムによる衛生管理が法的に位置づけられるもとの、「計画」（案）では、「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」について必要な見直しが検討されることになっています。見直しをするうえでは、京都市内の食品加工・製造等事業者の多くが、中小・零細規模である実情をふまえ、事業者に対するHACCPシステムによる衛生管理の必要性等の知識の習得機会や個別指導等による丁寧な支援事業が必要です。

また、HACCPシステムについては、消費者の理解が十分に広がっているとは思われません。消費者向けの学習会等の機会を設け、理解がすすむように啓発・広報活動等、情報提供を積極的に行うことが必要です。

(3) リスクコミュニケーションの推進について

消費者の食の安全、安心の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。リスクコミュニケーションは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者間で、食の安全（リスク）についての情報を共有し、意見交換等をおこなうことは、相互理解と信頼関係を築くことになり、食の安全、安心の不安解消につながります。

「計画」（案）では、「食品衛生教育」等についての学習会、意見交換会が計画されています。この点についての施策の一層の充実をお願いするとともに、食の安全（リスク）に関する情報の共有と関係者による意見交換の機会が必要と考えます。具体的には、食品添加物、農薬、食中毒、いわゆる「健康食品」、遺伝子組換え食品等をテーマにしたリスクコミュニケーションの開催を要望します。

(4) 食品のアレルギー物質に関する指導および検査の実施について

乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかについては大きな不安があります。アレルギー表示については食品安全性確保に関する情報として「より重要な情報」であり、表示に係る監視指導を強めてください。また、検査を実施する義務表示7種類に加え、表示が推奨されている20品目や輸入食品の検査の実施についても引き続き要望します。

(5) 食品中の放射性物質検査について

東日本大震災から7年になります。放射性物質について基準を超えて検出される食品は野生のキノコや野生鳥獣肉、山菜など人の手で管理できない食品にほぼ限られてきていますが、いまなお不安を感じている消費者がいます。安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望します。なお、こんご検査計画を見直す場合には、消費者等の声が反映できるようにしてください。

(6) いわゆる『健康食品』等への対応について

保健機能食品（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）やいわゆる「健康食品」と称される食品の摂取者が増えています。これらの「健康食品」等を医薬品のように誤解している消費者も少なくありません。消費者への正しい知識や利用上の注意等についての啓発や適切な情報提供を強めてください。

また、事業者が発信する宣伝、広告等の情報には、効能効果を暗示させるものがあり、消費者が誤って理解することで、健康被害が生ずる事案も発生しています。事業者が、紙上やインターネット等を使って発信する宣伝、広告等の情報内容についての監視指導を強めてください。

(7) 輸入食品に関する監視指導について

日本の食生活は、食料自給率が低いこともあり輸入食品なくして成り立ちません。食のグローバル化に伴い、こんごさらに輸入食品が増加する可能性があります。食の安全を確保するための重要な課題として、国にたいして輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、市内に流通している輸入食品の安全確認検査も引き続き強めていただくことを要望します。

(8) 野生鳥獣食肉（ジビエ）の衛生管理について

イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加しています。野生鳥獣の処理については牛や豚等の家畜の処理と異なり「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定されています。食用として安全に利用することができるように、「ガイドライン」に基づく衛生管理上の指導点検を強めてください。

以上